

**(財)京都文化交流コンベンションビューロー
会議準備資金融資制度要項**

(財)京都文化交流コンベンションビューロー

**(財)京都文化交流コンベンションビューロー
会議準備資金融資制度要項**

1. 目的

この制度は、京都市内で開催される会議の主催者に対して会議準備資金の融資を行い、もって会議開催を支援し、その発展と成功に寄与することを目的とします。

2. 定義

この制度において「会議準備資金」とは、会議を開催するにあたり、その準備のために必要となる資金（接遇、交通、飲食等に要する費用は除きます。）及び（財）京都文化交流コンベンションビューロー理事長（以下「理事長」という。）が特に認めた資金をいいます。

3. 融資対象

融資の対象は、京都市内において開催される会議で、次の要件を満たす会議準備資金に限ります。

- (1) 京都市内の施設で使用の承認を得たもの
- (2) 1年以上の準備期間を要するもの
- (3) 主催者が団体であり、かつ代表者（日本国籍を有する方に限る）が明示されているもの
- (4) その他、理事長が別に定める事項

4. 融資条件等

融資の条件等は次の通りとする。

- (1) 融資額
原則として、1会議につき300万円を限度とし、かつ会議準備費用の50%以内に相当する額
- (2) 利息
無利息
- (3) 融資期間
3年以内
- (4) 返済方法
会議準備資金貸借契約書に記載する日に一括返済（原則、会議終了後1ヶ月以内）
- (5) 保証人
2人（日本国籍を有する方に限る。）
- (6) 国立京都国際会館の会議準備資金融資制度との併用は不可

5. 融資申込

融資を受けようとする会議の主催者は、次に掲げる書類を会長に提出していただきます。

<申込時>

- (1) 会議準備資金融資申込書 1通
- (2) 京都市内の施設使用承認書の写し 1通
- (3) 会議開催趣意書 1通
- (4) 融資金の使途及び返済に関する計画書 1通

<契約締結時>

- (5) 代表者及び保証人の住民票の写し 各1通
- (6) 代表者及び保証人の印鑑証明書 各1通
- (7) 法人にあっては、定款（寄付行為）及び法人登記簿謄本 各1通
- (8) 銀行口座振込承諾書 1通

6. 審査及び契約の締結

理事長は、融資の申込みがあった場合に審査し、融資することが適当と認めるときは、別に定める会議準備資金貸借契約書を締結します。

7. 融資金交付

会議準備資金は、原則として代表者名義の銀行口座に直接振込することにより交付します。

8. 報告

融資を受けた会議の主催者は、申込事項その他変更があった場合は直ちに、また、会議終了後は融資金の使用状況等について速やかに、書面をもって理事長に報告していただきます。
なお、理事長は、必要と認めるときは、融資金の使用状況等について調査等を行うことがあります。

9. 融資取消

理事長は、融資を受ける者が次の各号に該当する場合には、融資を取消し、又は返済期日前であっても融資金の全部又は一部の返済を求めることがあります。

- (1) 申込事項に虚偽があったとき
- (2) 申込事項に変更が生じ、融資金額が適当でないと認めたとき
- (3) その他理事長が不適当な事由があると認めたとき

10. 申込書提出期限

融資を希望する日の1ヶ月前までに関係書類を添付し、所定の申込書にて申込を行って下さい。

11. 申込書提出先

京都市中京区烏丸通夷川上ル京都商工会議所5階 〒604-0862
(財)京都文化交流コンベンションビューロー
TEL: 075-212-4110 FAX: 075-212-4121

附則

この要項は、平成19年1月9日から適用する。